

※届出様式の裏面は、策定または変更した行動計画の内容について「行動計画策定指針」に掲げられている項目のうち該当するものに○をつけてください。

策定した行動計画の内容として該当するものに○をつけてください。変更の届出の場合は、変更後の行動計画の内容に該当するものにすべて○をつけてください。

様式第一号（第一条及び第二条関係）（裏面）

行動計画策定指針の事項	次世代育成支援対策の内容として定めた事項
1 雇用環境の整備に関する事項	ア 妊婦や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の実施
	イ 産前産後休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
	ウ 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進
	エ 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施
	オ 育児休業取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施 <small>（イ）育児休業取得の促進を図るための措置の実施                  （ウ）育児休業取得の促進を図るための措置の実施                  （エ）育児休業取得の促進を図るための措置の実施                  （オ）育児休業取得の促進を図るための措置の実施</small>
	カ 学校就学前の子どもの育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施 <small>（イ）短時間勤務制度の導入                  （ウ）労働時間短縮制度の導入                  （エ）労働時間短縮制度の導入                  （オ）労働時間短縮制度の導入</small>
	キ 小学校就学前の子どもの育てる労働者が利用できる事業所内託児施設の設置及び運営
	ク 小学校就学前の子どもの育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に必要とする労働者に対する労働地、担当業務の限定制度的実施
	ケ 労働者が子どもの看護のための休暇を取得できる制度の導入
	コ 希望する労働者に対する勤務地、担当業務の限定制度的実施
	サ 子育てを行う労働者の住宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付などを行う労働者の住宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付などを行う労働者の住宅への入居に関する配慮
	シ 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
	ス 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施
	その他 <small>（概要を記載すること）</small>
	（2）働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
イ 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施	
ウ 多様な働き方の選択肢を拡大するための短時間勤務や隔日勤務の導入	
エ 情報通信技術（IT）を利用した場所・時間にとらわれない働き方の導入	
オ 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施 <small>（概要を記載すること）</small>	
2 1以外の次世代育成支援対策に関する事項	(1) 託児室、授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街見守り活動など、子どもを育てるための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援する等の取組の実施
	(2) 地域における子どもを育てるための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援する等の取組の実施
	(3) 子どもが保護者である労働者の働いているところを見ることができ「子どもが保護者である労働者の働いているところを見ることができ」
	(4) 労働者が子どもと交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた取組の実施
	その他 <small>（概要を記載すること）</small>

雇用環境の整備に関する取組です。認定を受けることを希望する場合は、行動計画の内容に、この部分に該当する事項が含まれていなければなりません。

雇用環境の整備以外の取組です。これらの事項だけを内容とする行動計画を策定しても、認定の対象とはなりません。

挙げられている項目のどれにも該当しない事項を行動計画に定めた場合は、「その他」に○をつけ、その概要を記入してください。